

大通達甲（備）第7号
平成29年10月10日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊・室長
警察学校長 殿
各警察署長

警察本部長

大分県警察国民保護計画の改正について（通達）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置については、「大分県警察国民保護計画の制定について」（平成19年3月7日付け大通達甲（備）第1号）により実施しているところであるが、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成27年法律第76号）の施行に伴い、別添のとおり「大分県警察国民保護計画」を改正したので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（警備第二課災害係）

別添

大分県警察国民保護計画

目次

- 第1章 総則
 - 第1 目的
 - 第2 計画の見直しと警察署における国民保護計画の作成
 - 第3 計画が対象とする事態
- 第2章 配意すべき事項
- 第3章 平素の措置
 - 第1 平素からの体制の整備
 - 第2 基礎資料の整備
 - 第3 住民の避難に関する平素からの備え
 - 第4 生活関連等施設の安全確保に関する平素からの備え
 - 第5 被災情報の収集及び提供に関する平素からの備え
 - 第6 情報通信の確保に関する平素からの備え
 - 第7 道路交通の管理に関する平素からの備え
 - 第8 教養訓練等
 - 第9 装備資機材の整備
- 第4章 武力攻撃事態等における措置
 - 第1節 武力攻撃事態等における活動体制の確立
 - 第1 警備本部の設置
 - 第2 職員の参集
 - 第3 被災警察署への支援
 - 第2節 国民保護措置等
 - 第1 警報等に係る措置
 - 第2 住民の避難
 - 第3 被災者の捜索及び救出
 - 第4 生活関連等施設の安全確保
 - 第5 NBC攻撃等による災害への対処
 - 第6 その他の応急措置
 - 第7 被災情報等の収集及び提供
 - 第8 情報通信の確保
 - 第9 道路交通の管理
 - 第10 応急の復旧
 - 第11 特殊標章等の交付

第5章 緊急対処保護措置に関する事項

第1章 総則

第1 目的

この計画は、県警察が武力攻撃事態等（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律112号。以下「国民保護法」という。）第2条第3項に規定する国民の保護のための措置をいう。以下「国民保護措置」という。）及び緊急処理事態（事態対処法第22条第1項の緊急処理事態をいう。以下同じ。）における緊急対処保護措置（国民保護法第172条第1項の緊急対処保護措置をいう。以下同じ。）を的確かつ迅速に実施するために必要な事項を定め、もって国民の安全の確保及び公共の安全と秩序の維持に資することを目的とする。

第2 計画の見直しと警察署における国民保護計画の作成

1 計画の見直し

この計画の内容については絶えず検討を加え、必要があると認めるときはこれを見直すものとする。

2 警察署における国民保護計画の計画作成

警察署長は、この国民保護計画に準じて警察署における国民保護計画を作成するものとする。この場合において、国民保護計画を作成したとき又は見直しを行ったときは、警察本部長に報告するものとする。

第3 計画が対象とする事態

1 国民保護法の対象となる事態

国民保護法の対象となる事態は、次表のとおりである。

事	態	定	義
武力 攻 撃 事 態 等	武力攻撃事態	・	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃事態が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (事態対処法第2条第2号)
	武力攻撃予測事態	・	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 (事態対処法第2条第3号)
緊急処理事態		・	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の

	<p>人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの</p> <p>（事態対処法第22条第1項）</p>
--	---

2 武力攻撃事態

武力攻撃事態として、次表に掲げる事態例を対象として想定する。

事態の類型	想 定
着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の占領等の目的をもって、他国が武力を行使して我が国の領土に、海又は空から直接着上陸し、侵攻する事態であり、それに先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 攻撃は、比較的広域かつ長期間になることが予想される。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ゲリラや特殊部隊を潜入させ行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。
弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 長射程の弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して我が国に向け発射し、攻撃を行うもので、弾頭は、通常弾頭、NBC（核物質、生物剤、化学剤）弾頭が考えられる。
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 我が国に対する着上陸侵攻の支援等を目的として航空機による攻撃（空爆）を行うもので、都市部やインフラ施設等への攻撃が想定される。

3 緊急対処事態

緊急対処事態として、次表に掲げる事態例を対象として想定する。

事態の類型	想 定
危険性を内在する物質	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業所等の破壊

を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 危険物積載船への攻撃 ダムの破壊
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> 大型集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破
多数の人を殺傷する特性を有する物質等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質を混入させた爆弾(ダーティボム)等の爆発による放射能の拡散 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 水源地に対する毒素等の混入
爆破の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ 弾道ミサイル等の飛来

第2章 配意すべき事項

1 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加えるに当たっては、当該国民保護措置を実施するため、必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行わなければならない。

2 国民の権利利益の迅速な救済

- (1) 国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、迅速な処理が可能となるよう必要な体制の確保に努めるものとする。
- (2) 国民保護措置に伴う損失補償、不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続に関する文書については、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民の保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、その保存期間を延長するなど適切に保存するものとする。また、武力攻撃災害（国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）による当該文書の逸失を防ぐために、安全な場所に確実に保管するなど、その保存には特段の配慮をするものとする。

3 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施状況、被災情報（国民保護法第126条第1項の被災情報をいう。以下同じ。）等について、正確な情報を適時か

つ適切に提供するよう努めるものとする。

4 関係機関との連携協力の確保

- (1) 大分県知事（以下「知事」という。）、市町村長等から県警察に対して、国民保護措置の実施に関し各種要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずるものとする。
- (2) 広域にわたる避難、NBC攻撃（核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）等による災害に対応するための物質及び資機材の提供等武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

5 国民協力の確保

- (1) 国民保護措置の重要性につき国民に対する啓発に努めるとともに、国民保護措置についての訓練を行う場合は、国民に対して、訓練への参加を要請するなどにより、国民の自発的な協力が得られるよう努めるものとする。
- (2) ボランティア団体との連携を図るとともに、武力攻撃事態等においては、適切な情報提供に努めるものとする。

6 高齢者、障害者等への配慮

警報（国民保護法第44条第1項の警報をいう。以下同じ。）、緊急通報（国民保護法第99条の武力攻撃災害緊急通報をいう。以下同じ。）等の情報伝達及び非難誘導、救援（国民保護法第75条第1項の救援をいう。）等においては、高齢者、障害者等の特に配慮を要する者の保護に留意するものとする。

7 安全の確保

職員等による国民保護措置の実施に当たっては、その内容に応じ、その安全の確保に配慮するものとする。

8 大分県国民保護対策本部長の総合調整への対応

国民保護措置に関し、大分県国民保護計画に定める大分県国民保護対策本部長による総合調整が行われた場合には、必要に応じ、総合調整の結果に基づく所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。

第3章 平素の措置

第1 平素からの体制の整備

1 招集体制の整備

- (1) 武力攻撃事態等において的確かつ迅速に国民保護措置を実施するため、この計画に定めるもののほか、職員の連絡及び招集・参集に係る必要な措置を定めるとともに、随時見直しを図るものとする。
- (2) 職員は、武力攻撃事態等に至ったときにおける交通機関の途絶等を想定し、自転車、徒歩等の代替手段を検討しておくものとする。

2 物資の備蓄・調達体制の整備

物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制の整備を図るものとする。

3 関係機関との連携体制の整備

広域にわたる避難、NBC攻撃等による災害に対応するための物質及び資機材の提供等、武力攻撃事態等にも対応できるよう、関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

第2 基礎資料の整備

国民保護措置の実施に資するため、県、市町村等関係機関と連携し、次の基礎資料を収集整備するものとする。

- (1) 避難施設
- (2) 防災関係機関
- (3) 宿泊施設
- (4) 給食調達施設
- (5) 医療関係施設
- (6) 葬祭業施設
- (7) その他国民保護措置の実施に必要な資料

第3 住民の避難に関する平素からの備え

1 避難実施要領のパターンを作成するに当たっての対応

警察署長は、市町村があらかじめ避難実施要領（国民保護法第61条第1項の避難実施要領をいう。以下同じ。）の基礎となるパターンを作成するに当たり、緊密な意見交換を行うものとする。

2 積雪時における住民の避難に関する配慮

積雪時における住民の避難については、その経路や交通手段が限定され、移動に長時間を要するほか避難住民の健康管理を適切に行う必要性が高いことに十分に配慮するものとする。

3 自衛隊施設等の周辺地域における住民の避難に関する配慮

自衛隊施設等の周辺地域における住民の避難については、自衛隊車両等の移動のための経路を確保する必要があることに配慮し、平素から自衛隊等関係機関と密接な連携を図るものとする。

第4 生活関連等施設の安全確保に関する平素からの備え

1 実態把握

管轄区域内に所在する生活関連等施設（武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第27条で定めるものをいう。以下同じ。）について、その名称、所在地等について把握するものとする。

2 管理者対策

生活関連等施設の管理者に対し、施設の特性に応じた警備強化等安全確保上留意すべき点につき助言するものとする。また、施設の安全確保上の留意点について、県及び市町村と協力して、周知させるよう努めるものとする。

第5 被災情報の収集及び提供に関する平素からの備え

- 1 国民保護措置の実施状況、被災情報等を収集又は整理し、関係機関住民等への提供等を適時適切に実施するための体制の整備に努めるものとする。
- 2 機動的な情報収集活動を行うことができるよう、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を図るものとする。

第6 情報通信の確保に関する平素からの備え

- 1 各種通信手段の活用のための体制や設備の整備
警報及び緊急通報の内容を迅速かつ確実に伝達できるよう、各種通信手段の活用のための体制や設備の整備に努めるものとする。
- 2 情報伝達経路の多重化等
武力攻撃災害が警察の情報収集・連絡体制に重大な影響を及ぼす事態に備え、消防機関等の関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、平素から情報伝達経路の多重化、情報交換のための連絡体制の明確化等に努めるものとする。
- 3 情報管理機能の確保
武力攻撃災害発生により情報管理機能に支障を来した場合において速やかに回復させるため、システム構成の二重化、重要データのバックアップの実施を行うものとする。
- 4 通信訓練の実施
武力攻撃災害の発生に備え、県、消防関係機関等と連携し、武力攻撃事態等を想定した通信訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

第7 道路交通の管理に関する平素からの備え

- 1 交通管理のための体制の整備と交通規制計画の策定
武力攻撃事態等における広域的な交通管理のための体制を整備するとともに、武力攻撃事態等において交通規制が行われた場合における車両の運転者の義務（国民保護法第155条第2項の車両の運転者の義務をいう。）等について周知させるものとする。また、交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するため、交通規制及び交通管制センターの運用に関する計画を策定するものとする。
- 2 交通規制状況等の情報提供
交通規制状況等の情報を道路利用者に対し適切に提供できるよう、平素から道路管理者と連携しておくものとする。

3 緊急通行車両に係る確認手続

武力攻撃事態等において公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度を適切に対応できる要員及び体制の整備を図るものとする。

4 緊急交通路の把握

避難住民及び緊急物資の運送のため確保すべき道路についてあらかじめ把握するとともに、運送事業者である指定公共機関（事態対処法第2条第7号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（国民保護法第2条第2項に規定する指定地方公共機関をいう。）と協議の上、避難住民及び緊急物資の代替輸送手段の確保に努めるものとする。

第8 教養訓練等

1 共同訓練及び教養の実施

武力攻撃事態等を想定した召集・参集訓練、消防機関等の関係機関との共同訓練等を実施するとともに、職員に対して部内の情報連絡要領や他機関からの情報収集等武力攻撃事態等における活動手順について教養を行うものとする。

2 人材育成

警察による国民保護措置の円滑な実施を図るため、人材育成に努めるものとする。

第9 装備資機材の整備

1 国民保護措置の実施に必要な装備資機材を整備し、平素から点検を行うものとする。

2 警察施設について、武力攻撃事態等発生時において応急対策の拠点となるという重要性を考慮し、整備及び点検を行うものとする。

第4章 武力攻撃事態等における措置

第1節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

第1 警備本部の設置

1 武力攻撃事態等に至ったときは、次表に定めるところにより、警察本部及び警察署に警備本部を設置するものとする。

	<ul style="list-style-type: none">国において武力攻撃事態等の認定がない場合において、県内外において多数の人を殺傷する行為等の事案が発生したことを把握した場合国において武力攻撃事態	<ul style="list-style-type: none">国において武力攻撃事態等の認定が行われ、県が対策本部を設置した場合国において武力攻撃事態等の認定が行われ、警察本部長が必要と認めた場合
--	---	--

設置基準		等の認定がない場合において、県内外において多数の人を殺傷する行為等の事案が発生するおそれがあるとの情報を入手し、警察本部長が必要と認めた場合 ・ その他警察本部長が必要と認めた場合	
警察本部	警備本部の名称	大分県警察国民保護準備本部（以下「県警察準備本部」という。）	大分県警察国民保護対策本部（以下「県警察対策本部」という。）
	本部長	警察本部長	警察本部長
	差出所属	警察本部全所属	警察本部全所属
	設置場所	総合指揮室	総合指揮室
警察署	警備本部の名称	警察署国民保護準備本部（以下「署準備本部」という。）	警察署国民保護対策本部（以下「署対策本部」という。）
	本部長	署長	署長
	設置場所	警察署	警察署又は現地

2 前記の表に掲げる県警察準備本部及び県警察対策本部（以下「県警察対策本部等」という。）並びに署準備本部及び署対策本部（以下「署対策本部等」という。）の編成、分掌事務等については、別に定めるものとする。

3 県警察対策本部等を設置する場合において、総合指揮室が使用不能のときは、適当と認められる警察施設に設置するものとする。

第2 職員の参集

1 自主参集

職員は、警報又は緊急通報の発令があった場合その他武力攻撃事態等に至ったことを知った場合は、現に勤務部署で勤務している職員及び駐在所勤務員を除き、直ちに自所属（自所属に参集できないときは最寄りの警察施設）に自主的に参集するものとする。

2 参集時の留意事項

職員は、参集途中においては関連情報の収集に努めるとともに、参集場所に到

着したときは、その情報を県警察対策本部等又は署対策本部等に報告するものとする。

第3 被災警察署への支援

警察本部長は、事態の推移により、被災警察署に職員及び部隊を逐次派遣するものとする。

第2節 国民保護措置等

第1 警報等に係る措置

1 武力攻撃の兆候等に係る情報入手時における措置

- (1) 職員は、武力攻撃（事態対処法第2条第1号に規定する武力攻撃をいう。）の兆候等に係る情報を入手したときは、直ちに、警察本部長に報告するものとする。
- (2) 報告を受けた警察本部長は、直ちに警察庁に報告し、及び知事に通報するものとする。

2 警報内容の伝達

- (1) 警察本部長は、警察庁又は知事から警報の内容について通知を受けたときは、直ちに、その旨を警察署長に通知するものとする。警察庁から警報の解除について通知を受けたときも、同様とする。
- (2) 警報の内容の通知を受けた警察署長は、市町村と協力し、交番、駐在所、パトカー等の勤務員に拡声器や標示を活用させるなどして、住民等に対して警報の内容の伝達を的確かつ迅速に行うものとする。

3 緊急通報内容の伝達

警察本部長は、知事から緊急通報の発令の通知を受けたときは、直ちに、その旨を警察署長に通知するものとし、警察署長は、通報の場合に準じて、市町村と協力し、住民に対して緊急通報の内容を的確かつ迅速に伝達するものとする。また、警察本部長は、警察庁に当該内容を速やかに報告するものとする。

第2 住民の避難

1 避難の指示の伝達

- (1) 警察本部長は、警察庁から避難措置の指示（国民保護法第52条第2項の指示をいう。）の内容について通知を受けたときは、警報の場合に準じて、直ちに、その旨を警察署長に通知するものとする。警察庁から警報の解除について通知を受けたときも、同様とする。
- (2) 警察本部長は、知事から避難の指示（国民保護法第54条第2項の指示をいう。以下同じ。）の通知を受けたときは、直ちに、その旨を警察署長に通知するものとし、警察署長は、警報の場合に準じて、市町村と協力し、住民等に対して避難の指示の内容を的確かつ迅速に伝達するものとする。また、警察本部長は、

警察庁に当該内容を速やかに報告するものとする。

2 関係機関との調整

(1) 協議への参画

ア 都道府県の区域を越える避難の場合については、関係都道府県知事による避難住民の受入れ、移動時の支援等に関する協議に、必要に応じて参加するものとする。

イ 県及び市町村が避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し自家用車等を交通手段として示す場合においては、必要な意見を述べるものとする。

(2) 特定公共施設利用に関する意見

事態対策本部長（事態対処法第11条第1項の事態対策本部長（内閣総理大臣）をいう。）が武力攻撃事態等における特定公共施設利用に関する法律（平成16年法律第114号。以下「特定公共施設利用法」という。）の規定に基づき港湾施設、飛行場施設、道路等の利用に関する指針を定めるに当たっては、必要な意見を述べるものとする。

(3) 避難実施要領策定への支援

警察署長は、市町村長が避難実施要領を定めるに当たり、必要な意見を述べるものとする。

3 円滑な誘導等

避難住民の誘導に当たっては、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう、交通規制、秩序の維持、ヘリコプターテレビシステムによる情報収集等の必要な措置を講ずるものとし、避難住民の誘導を行うに際しては、県及び市町村、海上保安庁、自衛隊等との間で適切な役割分担を行うとともに、交通規制等により避難経路の確保と秩序立った避難の実施を図るものとする。また、できる限り自治会、町内会等又は学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うよう努めるものとする。この場合において、警察署長は、国民保護法第64条第1項の規定に基づき、避難住民の誘導を始める前に関係市町村と協議するものとする。

4 警察官による警告、指示等

警察官は、避難住民を誘導する場合においては、混雑等から生ずる危険を未然に防止するため、国民保護法第66条第1項の規定に基づき、警告又は指示を行うものとする。この場合において、警察官は、特に必要があると認めるときは、同条第2項の規定に基づき、危険な場所への立入りを禁止し、若しくは退去を命じ、又は危険を生ずるおそれのある物件の除去その他必要な措置を講ずることができる。

5 ヘリコプター等による輸送支援

病院、障害者福祉施設等、自ら避難することが困難な者が滞在している施設において、施設の管理者及び市町村だけではその十分な輸送手段を確保することができない場合は、ヘリコプター等による輸送支援を行うものとする。

6 留置施設収容者対策

(1) 被留置者の避難等

警務部留置管理課長及び警察署長は、武力攻撃事態等により留置施設内で避難の手段がないと認めるときは、被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号）第21条及び大分県警察における被留置者の留置に関する訓令（平成19年大分県警察本部訓令第29号）第37条に規定する非常計画に定めるところにより、警察本部長の指揮を受けて、被留置者を当該計画により定められた場所その他適当な場所に護送して避難させ、又は出頭すべき日時及び場所を指定して一時解放するものとする。ただし、警察本部長の指揮を受けることができない事情があるときは、被留置者を非難させ、又は解放した後、速やかに警察本部長に報告するものとする。

(2) 勾留状が発せられた被留置者の措置

勾留状が発せられた被留置者を避難させ、又は解放するときは、事前に裁判所及び検察庁に連絡するものとする。ただし、事前に連絡することができない事情があるときは、勾留状が発せられた被留置者を非難させ、又は解放した後、速やかに裁判所及び検察庁に連絡するものとする。

7 避難所等における住民の安全確保

要避難地域（国民保護法第52条第2項第1号の要避難地域をいう。）及び避難先地域（同項第2号の避難先地域をいう。）においては、自主防犯組織等と連携しつつ、パトロール活動や生活の安全に関する情報の提供等を行うものとする。また、避難所等の定期的な巡回を行い、住民等の安全確保、犯罪の予防等に努めるほか、多数の者が利用する施設の管理者に対し警備の強化を要請するなどして、当該施設の安全の確保に努めるものとする。

第3 被災者の捜索及び救出

1 捜索及び救出活動

- (1) 交番、駐在所、パトカー等の勤務員に被災情報の収集に当たらせるとともに、ヘリコプター、船舶等を活用して被災者の捜索及び救出活動に当たらせるものとする。
- (2) 把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させるとともに、被害が大規模な場合は、警察法（昭和29年法律第162号）第60条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対し、広域緊急援助隊の派遣要請を行うものとする。

る。

2 緊急輸送等への配慮

医師、看護師等で構成する救護班の緊急輸送又は傷病者の搬送について協力を求められた場合においては、パトカー等による先導、緊急通行車両標章の交付等、特段の配慮をするものとする。

3 検視、遺体の引渡し等

県、市町村等と協力し、死体の検視場所等を確保するとともに、医療機関等と連携し、死体の検視、死者の身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとする。

4 鑑定

現場の被害状況等から、化学剤、生物剤等の散布が認められる場合は、速やかに採取し鑑定するものとする。

第4 生活関連等施設の安全確保

1 生活関連等施設の管理者及び従事者の安全確保

警察庁又は県が、生活関連等施設の管理者に対し、国民保護法第102条第2項又は同条第1項の規定に基づき、施設の安全の確保に関し要請を行う場合には、当該管理者にその管理に係る生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時提供すること等により、警察庁又は県と連携して、当該管理者及び当該施設に従事する者の安全の確保に配慮するものとする。

2 支援の実施

国民保護法第102条第4項の規定に基づき、生活関連等施設の管理者、指定行政機関（事態対処法第2条第4号に規定する指定行政機関をいう。）の長等から施設の安全の確保のための支援の求めを受けた場合においては、指導、助言、警察官の派遣等必要な支援を行うよう努めるものとする。また、自ら必要があると認めるときは、支援を行うものとする。

3 立入制限等

国民保護法第102条第5項の規定に基づき、公安委員会が生活関連等施設の敷地及びその周辺を立入制限区域として指定し、及び状況に応じてその範囲を変更した場合は、大分県報への掲載、公安委員会の掲示場等への掲示、報道発表等により、その旨を住民に周知させるものとする。また、警察官は、現場においてロープや標示の設置等により、立入制限区域、立入りを制限する期間等を明らかにするよう努めるものとする。この場合において、警察官は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

4 危険物質等の管理者等の安全確保

国民保護法第103条第2項の規定に基づき、危険物質等（国民保護法第103条第1項に規定する危険物質等をいう。以下同じ。）の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求める場合には、警察庁又は県と連携して、危険物質等の管理者等の安全の確保に十分に配慮するものとする。

第5 N B C 攻撃等による災害への対処

1 汚染の拡大防止

- (1) N B C 攻撃等による災害に際し、国民保護法第107条第3項の規定に基づき、知事から要請がなされたときは、汚染の拡大を防止するため、知事、市町村長、消防長その他関係機関と調整しつつ、必要に応じ次の表に掲げる権限を行使するものとする。

国民保護法第108条第1項	汚染対象物件等	措 置
第1号	飲食物、衣類、寝具、その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
第2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
第3号	死体	・移動の禁止 ・移動の制限
第4号	飲食物、衣類、寝具、その他の物件	・廃棄
第5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
第6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

- (2) 前記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名宛人（前記表中の占有者、管理者等）に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に同事項を当該措置の名宛人に通知するものとする。

ア 当該措置を講ずる者

イ 当該措置を講ずる理由

ウ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体

エ 当該措置を講ずる時期

オ 当該措置の内容

- (3) 前記表中の第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の事項を掲示するものとする。ただし、差し迫った必要があるときは、措置に当たる警察官が現場で指示を行うものとする。

ア 当該措置を講ずる旨

イ 当該措置を講ずる理由

ウ 当該措置の対象となる建物又は場所

エ 当該措置を講ずる時期

オ 当該措置の内容

- (4) 前記(1)から(3)までに規定する措置を実施する場合において、必要があると認めるときは、警察本部長は、職員に他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは飛行機（以下「土地等」という。）に立ち入らせるものとする。この場合において、他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、身分証明書を携帯し、かつ、関係人から請求があるときはこれを提示するものとする。

2 避難誘導、救助・救急活動、汚染範囲の特定等

NBC攻撃等による汚染が生じた場合には、迅速に避難誘導、救助・救出活動、汚染範囲の特定等を行うものとする。特に、化学物質による汚染の場合には、除染活動に努めるものとする。

3 警戒区域の設定等

警察官は、NBC攻撃等による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長又は知事による措置を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、国民保護法第114条第3項の規定に基づき、警戒区域の設定等の措置を講ずるものとする。この場合において、当該措置を講じたときは、直ちに、その旨を県警察対策本部等及び署対策本部等に報告し、及び市町村長に通知するものとする。

4 職員の安全確保

前記1から3までに規定する措置を講ずるときは、警察本部長は、防護服の着用、ワクチンの接種、被ばく線量の管理等職員の安全を図るための措置を講ずるものとする。

第6 その他の応急措置

1 災害拡大の防止措置

警察署長は、武力攻撃災害が発生するおそれがある場合において、国民保護法第111条第3項の規定に基づき、市町村長又は知事から要請があったときは、武

力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の占有者、所有者又は管理者に対して、必要な限度において当該設備等の除去、保安、その他必要な措置を行うことを指示するものとする。この場合において、当該指示をしたときは、直ちに、その旨を県警察対策本部等及び署対策本部等に報告し、及び市町村長に通知するものとする。

2 退避の指示等

(1) 退避の指示通知に伴う措置

市町村長又は知事から退避の指示を要する地域の通知を受けたときは、交通規制等必要な措置を講ずるものとする。

(2) 警察官による退避の指示

警察官は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国民保護法第112条第7項の規定に基づき、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、当該警察官の判断により、必要と認める地域の住民に対し、退避（屋内への退避を含む。）の指示をするものとする。この場合において、当該退避を指示したときは、県警察対策本部等及び署対策本部等に報告するとともに、直ちに、その旨を市町村長にも通知するものとする。

第7 被災情報等の収集及び提供

1 被災情報の収集等

武力攻撃事態等においては、ヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視カメラ等その保有する情報収集手段を活用し、被災情報の収集を行うとともに、警察庁に報告し、及び知事に連絡するものとする。

2 正確かつ積極的な広報

武力攻撃事態等においては、被災情報、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、広報担当者を置き、正確かつ積極的な広報に努めるものとする。また、広報内容については、関係機関と情報交換を行うよう努めるものとする。

3 安否情報の収集及び提供

武力攻撃事態等においては、警察が保有する安否情報（国民保護法第94条第1項の安否情報をいう。以下同じ。）を速やかに地方公共団体に提供するなど、地方公共団体が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。この場合において、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の情報については、原則として当該住民の現に所在する地方公共団体の長に対し安否情報を提供するものとし、当該住民の所在地が判明している場合は、併せて当該地方公共団体に対し、安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

第8 情報通信の確保

武力攻撃災害発生直後から通信を確保するため、警察通信施設の被災状況を速やかに把握し、修理又は代替措置により機能の回復を図るものとする。

第9 道路交通の管理

1 交通状況の把握

武力攻撃事態等においては、現場臨場した警察官、関係機関からの情報や交通監視カメラ、車両感知器等の活用により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

2 交通規制の実施

- (1) 武力攻撃事態等においては、避難住民及び緊急物資の運送経路を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するなどの交通規制を行うものとする。この場合において、県内への流入車両を抑制する必要がある場合には、周辺の県警察の協力を要請し、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行うものとする。
- (2) 交通規制を行うに際して、国の対策本部長により、特定公共施設利用法の規定に基づき、道路の利用方針が定められた場合は、それを踏まえ、適切に行うものとする。
- (3) 武力攻撃事態等において通行禁止又は制限の交通規制を行ったときは、道路管理者と協力し、直ちに、住民、運転者等に周知させるものとする。
- (4) 効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、交通信号機等の交通管制施設を活用するものとする。

3 緊急交通路の確保

避難住民及び物資輸送のために必要な場合には、放置車両の移動措置、警察車両による先導を行うとともに、必要に応じ、一般車両の運転者等に対し、所要の措置をとるよう命ずるものとする。

第10 応急の復旧

武力攻撃災害発生後できる限り速やかに警察が所管する施設及び設備の点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。

第11 特殊標章等の交付

武力攻撃事態等においては、別に定める基準に従い、職員、その国民保護措置に協力する者等に対し、国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書を交付するものとする。

第5章 緊急対処保護措置に関する事項

緊急対処事態においては、緊急対処保護措置として、この計画の第4章に定める事項に準じた措置を実施し、第2章に掲げる事項に配慮するものとする。この場合

において、当該事態を終結させるためにその推移に応じて実施する、攻撃の予防、鎮圧その他の措置については、警察が第一義的責任を有していることに留意するものとする。

附 則

この計画は、平成29年10月10日から施行する。